

2021年6月24日
関西電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社

安全性向上評価届出書 参考資料の扱いについて

安全性向上評価届出書の参考資料については、過去の規制庁と電事連大での調整の結果、届出書（本文、添付資料）は全公開（マスキングなし）とされており、マスキングが必要な部分は参考資料とすることになったと認識しており、現状の届出書の構成となっている。

なお、欧州 PSR では、プラントの脆弱な部分を知り得る個別報告書は安全保障等の観点から非公開である（米国 UFSAR も同様）。

機密情報等保持の観点から、従来、届出において非公開としていた参考資料の扱いについて、公開版（マスキング版）提出を要望された件に関して、以下の認識を共有したうえで今後の検討、対応を進めさせて頂きたい。

- 従来からの参考資料の扱いは、「原子炉等規制法第四十三条の三の二十九第 5 項により評価結果を公表することが義務付けられている。」ことを踏まえ、届出書（本文）にはマスキングはできないとして規制庁と事業者で認識していたもの。
- 参考資料は、「届出書の内容を補足説明するのに資する資料」であり、届出書（本文）ではない。
- 「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド」に従えば、参考資料は「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に沿って取り扱うものであり、情報公開法に基づく「⑤その他の行政文書」として扱われるもの。

以 上

《参考：安全性向上評価の公開に関する関係法令等》

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（原子炉等規制法）

（発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価）

第四十三条の三の二十九

- 5 発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（実用炉規則）

（評価の結果等の公表）

第九十九条の七

法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド」（令和2年3月31日改正）

5. 届出書の提出

実用炉規則第99条の4第2項の規定により、届出書の提出は正本1通とするが、当該届出書の内容を補足説明するのに資する資料を参考資料として添付しても良い。当該参考資料は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（原規総発第1209196号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定））に沿って取り扱うものとする。

誤記等があった場合で届出書の補正等を行う場合には、補正した届出書の提出に加え、変更点が容易に判別できるよう、新旧対照表等の資料を添付する。

「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（平成25年2月6日改正）

2. 文書の公開

（1）対象とする文書

委員会が保有する原子力規制関連の行政文書のうち、情報公開法第5条の不開示情報に該当しないものを公開の対象とする。

（不開示情報の例）

- ① 他国又は国際機関との関係に基づき情報開示できない情報
- ② 核不拡散又は核物質防護に関わる情報
- ③ 企業秘密又は知的財産に関わる情報
- ④ 検査の計画その他の公にすることにより、正確な事実の把握を困難にする等の検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

別表2 文書の公開の例

文書の区分	公開の方法
④ 被規制者から提出された規制関連の文書（上記②の文書を除く） （規制法令及び通達により、被規制者が原子力規制委員会に提出する文書）	受領後原則1週間以内に可能な限りホームページに掲載
⑤ <u>その他の行政文書</u>	公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）に基づき適切に管理し、情報公開法に基づき公開。